



答申第 914 号
令和 3 年 3 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号の規定に基づき、令和 3 年 3 月 16 日付け神企情第 4483 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

- 1 神戸市個人情報保護審議会答申第 910 号（令和 2 年 10 月 26 日）の類型の一部変更について

下記の類型中、既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムに使用されたソリューションパッケージに、補助金申請システム「J グランツ」を追加することは妥当である。

別紙 1 「新たに個人情報を電子計算機処理することについて」（条例第 11 条第 1 項）の類型 11

別紙 2 「個人の特質を規定する身体に関する情報を電子計算機処理することについて」（条例第 11 条第 2 項第 2 号）の類型 4

- 2 運用にあたり、これらの類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
(第 11 条第 1 項)

(_____ が変更部分を示す。)

	類 型	理 由
11	<p>(本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築)</p> <p>既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムにおいて利用しているソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築しようとする場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p>	<p>審議会の意見を聴いて導入している情報システムでは、既にシステム構成やセキュリティ機能等を確認し、個人情報に係る情報資産についてセキュリティレベルが確保されていると認められる</p> <p>したがって、同じソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

※ 既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムに使用されたソリューションパッケージとしては、以下のものをいう。

- ① GIS (地理情報システム) (神戸市)
- ② 電子申請共同運営システム (兵庫県)
- ③ マイナポータル・ぴったりサービス (国)
- ④ 業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤ スマート申請システム「Grafferスマート申請」
- ⑥ 映像通報システム「LIVE119」
- ⑦ 補助金申請システム「Jグランツ」(国)

個人の特質を規定する身体に関する情報を電子計算機処理することについて
(第 11 条第 2 項第 2 号)

(_____ が変更部分を示す。)

	類 型	電子計算機処理 する個人情報	理 由
4	<p>(本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築)</p> <p>既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムにおいて利用しているソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築しようとする場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p>	<p>・個人の特質を規定する身体に関する情報</p>	<p>審議会の意見を聴いて導入している情報システムでは、既にシステム構成やセキュリティ機能等を確認し、個人情報に係る情報資産についてセキュリティレベルが確保されていると認められる</p> <p>したがって、同じソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

※ 既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムに使用されたソリューションパッケージとしては、以下のものをいう。

- ① GIS (地理情報システム) (神戸市)
- ② 電子申請共同運営システム (兵庫県)
- ③ マイナポータル・ぴったりサービス (国)
- ④ 業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤ スマート申請システム「Grafferスマート申請」
- ⑥ 映像通報システム「LIVE119」
- ⑦ 補助金申請システム「Jグランツ」(国)